

鑑定評価書（令和3年地価調査）

令和3年7月6日 提出
昭島（都）-3 宅地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	有限会社鉄谷不動産鑑定事務所		
昭島（都）-3	東京都	多摩第5	氏名	不動産鑑定士 鉄谷 義宏		
印						

鑑定評価額 16,300,000円 1m²当たりの価格 130,000円/m²

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和3年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和3年7月2日	(6) 路線価	[令和3年1月] 路線価又は倍率	110,000円/m ²
(2) 実地調査日	令和3年6月15日	(5) 価格の種類	正常価格		倍率種別	
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番並びに昭島市大神町三丁目557番11 「住居表示」等 「大神町3-10-12」					②地積 (m ²)	125	⑨法令上の規制等		
(2) 近隣地域	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専 (40,80)	高度(1種)		
	2:1	住宅 W2	小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域	東5m私道	水道、下水	昭島 1.7km	(その他)			
(3) 最有効使用の判定	低層住宅地					(4) 対象基準地の個別的原因	方位			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 130,000円/m ²			(4) 対象基準地の個別的原因	方位 +2.0				
	収益還元法	収益価格	/ 円/m ²							
	原価法	積算価格	/ 円/m ²							
	開発法	開発法による価格	円/m ²							
(6) 市場の特性	同一需給圏は、JR青梅線沿線で、昭島市、福生市の圏域に存する既成の中小規模住宅地である。需要者は、同一需給圏及びその周辺の地域に居住する30代~40代の一次取得者層が大半を占め、より都心に近い地域からの転入者は少ない。駅徒歩圏外にあるため、価格二極化の中で不利な状況にあり、さらに、コロナ禍による景況感の悪化により、価格はやや弱含みである。需要の中心は120m ² の土地で1500万円、新築の戸建住宅で3000万円前後である。									
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	対象地周辺は、収益価格の前提となるマンションやアパート等の賃貸物件も見られるが、取引は自己居住用の戸建住宅取引が中心である。従って、収益価格は試算せず、自用目的での取引価格を反映した比準価格を採用し、指定基準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。決定にあたっては、多摩川沿いの利便性の劣る地域間のバランスに留意した。									
(8) 公規価示標準価格と格をた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 昭島-11	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳	+2.0		
(9) 指定基準地の検討	公示価格 163,000円/m ²	[99.7] 100 [102.0]	100 [123.6]	[102.0] 100	[102.0] 100	131,000	標準街路 標準交通 標準環境 標準補正 標準画地 行政 その他	地 街 路 域 交 通 要 環 境 因 行 政 其 他		
	①指定基準地番号 昭島（都）-9	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳	+10.0 +65.0 +5.0		
(10) 対年ら 象標の基準検 準価格の等 前か	前年指定基準地の価格 244,000円/m ²	[100.8] 100 [102.0]	100 [190.6]	100 100	[102.0] 100	129,000	標準街路 標準交通 標準環境 標準補正 標準画地 行政 その他	地 街 路 域 交 通 要 環 境 因 行 政 其 他		
	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 132,000円/m ² ①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 円/m ² ②変動率 年間 -1.5% 半年間 %	③価格形成要因の変動状況	一般的 [要因] 地域 [要因] 個別的 [要因]	金融緩和とコロナ禍による景況感の悪化の中で、需給環境は不安定である。 不動産価格の二極化の中で、当該地域は駅への接近性が劣るため、需要は弱含みである。 個別的原因に変動はない。						